

令和 8 ～ 1 1 年度

物品調達等・委託役務競争入札参加資格審査

申請の手引き【新規】

【目次】

はじめに

第 1 資格審査の受付について

1	受付期間	1
2	提出方法及び場所	1
3	問い合わせ	1
4	申請要件	2
5	審査について	2
6	審査結果の通知	2
7	資格について	2
8	申請対象となる物品・委託役務	2
9	申請書類の入手方法	3
10	申請に必要な書類	3

第 2 電子申請の方法

1	電子申請に添付するファイル	8
2	電子申請の入力	8

第 3 申請書の記入方法

1	物品調達等一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1）	9
2	資格審査票（様式 2）	9
3	委任状（様式 3）	10
4	誓約書（様式 4）	10
5	納税に関する同意書（様式 5）	10
6	契約種目一覧表（様式 6－1、6－2、6－3）	10
7	許認可・有資格者数調書（様式 7）	10
8	契約実績調書（様式 8）	11
9	取扱カタログ一覧（様式 9）	11

第 4 補正及び記載事項の変更について

1	補正	11
2	記載事項の変更	11

資料	許認可一覧表	11
----	--------	----

はじめに

竹原市が発注する物品調達及び委託・役務業務（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務は除く。）の競争入札・随意契約に参加を希望する事業者の方は、事前に競争入札参加資格を取得しておく必要があります。資格審査を申請する方は、この手引きに従って申請してください。ただし、竹原市の建設工事資格認定者名簿に登録されている建設業者が、認定を受けた業種について様式 6－2 の土木・建築類又は設備類の認定のみを希望する場合には、申請は不要です。

第 1 資格審査の受付について

1 受付期間

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで（閉庁日を除く。）

午前 9：00～12：00 午後 1：00～ 5：00

※提出期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。

2 提出方法及び場所

原則、電子申請により、申請してください。

(1) 電子申請

電子申請は、広島県及び県内の市町が運営する「広島県・市町共同利用型電子申請システム」（以下「システム」といいます。）を利用して、会社等のパソコンからインターネットを通じて申請を行うものです。これによって、受付期間中 2 4 時間申請することができます。ほか、処理状況の確認等を行うことができます。

ただし、「納税に関する同意書」（竹原市に納税義務がある申請者のみ）については、「様式 5」の書面原本を、直接提出又は郵送により提出してください。

事前準備等詳しくは、システムのホームページを参照してください。

○HPアドレス

https://s-kantan.jp/city-takehara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ この資格審査の電子申請には、電子証明書（ＩＣカード）は必要ありません。

(2) 直接提出

システムによる申請が困難な場合は、(3)の場所に書面により申請書を持参してください。その場所で基本事項を確認しますので、内容を説明できる方がお越しくください。

(3) 郵送

次の宛先に届くように提出してください。（受付期間内に必着）

〒725-8666 竹原市中央五丁目 6 番 2 8 号

竹原市 総務部 財政課 契約管財係 （竹原市役所 3 階）

※封筒に「入札参加資格審査申請」と赤字で記入してください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留又は特定記録郵便など配達の確認ができる方法で送付してください。

※資格審査申請書等の配達についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※「物品調達等競争入札参加資格審査申請書受付票」の返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

直接提出又は郵送の場合でも、申請書類エクセルデータのタイトルを「入札参加資格申請データ（〇〇）」（〇〇は申請者名）とし、電子メールに添付の上、「竹原市 総務部 財政課」のアドレス(zaisei@city.takehara.lg.jp)へ送信してください。

3 問合せ先

申請について不明な点がありましたら、次にお問い合わせください。

竹原市 総務部 財政課 契約管財係
〒725-8666 竹原市中央五丁目6番28号（竹原市役所3階）
☎0846-22-7731
Mail zaisei@city.takehara.lg.jp

4 申請要件

次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び167条の11第1項の規定に基づき入札に参加することができない者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、認可等を受けていない者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに竹原市税に滞納がある者

5 審査について

- (1) 受付終了後審査を行い、内容等に不備があれば認定しない場合があります。
- (2) 申請書及び添付書類に記載されている個人情報については、競争入札参加資格審査事務において使用するほか、入札、契約、契約後の業務監督等の事務に使用するため、市の各発注部署へ提供します。

6 審査結果の通知

- (1) 審査の結果は、令和8年4月初旬に竹原市ホームページへ掲載します。
- (2) 審査結果の個別通知はいたしませんので、ご了承ください。

7 資格について

- (1) 有効期間
入札参加資格が認定された日から令和12年3月31日までです。ただし、期間以降においても次の資格が認定されるまでは、有効とします。
- (2) その他
 - ア この資格は、格付けを行っていません。
 - イ 随意契約を行う場合であっても、原則として、資格の認定を受けている方を対象としていますので、取引を希望される方は、申請をしてください。
 - ウ 契約種目によっては、有効期間中全く入札がないこともあります。また、指名競争入札及び随意契約において必ず指名されとは限りません。
 - エ 次の場合には、認定した資格を取り消すことがあります。
 - ① 認定後に資格の条件を満たさなくなった場合
 - ② 申請書類や資格審査の中で、重要な事項について虚偽の記載をした、又は必要な事実の記載をしなかったことが判明した場合。

8 申請対象となる物品・委託役務等

- (1) 申請対象
申請対象となる物品関係及び委託・役務業務は次のとおりです。
 - ア 物品の売買、修理、借入れなど
 - イ 委託・役務業務（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務）

(2) 契約種目（取扱品目）

ア 申請では、入札等への参加を希望する契約種目及び取扱品目を選択します。契約種目（取扱品目）の内容や具体例は「契約種目一覧表」（様式6-1、6-2、6-3）に掲載しています。選択できる契約種目（取扱品目）の数に制限はありません。

イ 第三者へ履行の全部を委託又は請け負わせる契約種目（取扱品目）への登録はできません。申請者が自ら取り扱っているもの、自ら業務を行うものを申請してください。

(3) 許認可等

契約種目（取扱品目）の中には、資格の申請時において、許認可・登録・届出等を受けていることが必要なものがあります。（「許認可等一覧表」（11～14ページ掲載）の「許認可・資格等」欄で【必須】とあるもの）

なお、資格の申請では必要としない場合でも、実際に発注する内容によっては、法令等によって営業に関する許可等を必要とする場合がありますので、ご注意ください。

9 申請書類の入手方法

申請書類は、次の方法により入手することができます。

(1) インターネットでダウンロード

竹原市ホームページ (<http://www.city.takehara.lg.jp>) から、手書き記入用のPDF形式及びパソコン上で入力できるファイルをダウンロードできます。

(2) 市役所での配布

印刷した申請書類を財政課契約係で配付しています。

10 申請に必要な書類

(1) 提出書類は、次の表のとおりとします。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

(2) 提出書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準として作成してください。

(3) 写しを提出する場合は、大きさをA4サイズに揃えてください。

(4) 番号の小さいものが上になるように順にし、ひもで綴じてください。

番号	提出書類名	○は必ず提出 △は該当の場合	
		紙申請	電子申請
1	物品調達等一般競争入札参加資格審査申請書受付票 ※郵送の場合で、受付票の返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。	指定様式 ○	×
2	物品調達等一般競争入札参加資格審査申請書 ※申請書は法人単位での提出で、営業所名での申請はできません。 ※電子申請の場合は、所在地、商号又は名称などの記入は不要です。	様式 1 ○	ファイル 添付 ○
3	資格審査票 ※「申請書の記入方法について」 5～7 ページを参考に記入してください。	様式 2 ○	×
4	委任状 ※支店長・営業所長等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出してください。	様式 3 △	×
5	誓約書 ※申請者である <u>本社</u> の所在地・商号等を記入し、実印を押印してください。 紙申請の場合は、全員提出してください。	様式 4 ○	×
6	納税に関する同意書 ※ <u>竹原市に納税義務がある申請者のみ提出</u> してください。	様式 5 △	書面で 提出 △
7	契約種目一覧表 ※物品の売買（様式 6－1）、修繕・印刷・借入（様式 6－2）、業務委託（様式 6－3）の区分のうち、希望する種目番号、品目番号に「○（マル）」を入れてください。（「○」を入れたページのみ提出をお願いします。）	様式 6－1 様式 6－2 様式 6－3 ○	ファイル 添付 ○
8	許認可・有資格者数調書 ※該当がない場合は、提出不要です。	様式 7 △	ファイル添付 △
9	契約実績調書 ※該当がない場合は、提出不要です。	様式 8 △	ファイル添付 △
10	取扱カタログ一覧 ※該当がない場合は、提出不要です。	様式 9 △	ファイル添付 △
11	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人） （法人）法務局が発行する現在事項全部証明書（申請日から 3 カ月以内に発行されたもの） （個人）本籍地発行の身分証明書（申請日から 3 カ月以内に発行されたもの）	写し可 ○	ファイル添付 ○
12	財務諸表（直前 1 年の事業年度分） （法人）「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」の写し ※株主総会等で確定したものを提出してください。 ※連結財務諸表を作成している場合でも、申請する法人の個別財務諸表を提出してください。 ※会社法上の会社でない法人は、その所管する法律により作成が義務付けられている決算書類を提出してください。 （個人）青色申告者は青色申告決算書（「貸借対照表」、「損益計算書」）の写し 白色申告者は収支内訳書 ※権利能力なき社団の場合は、団体の財務諸表の写しを提出してください。	写し可 ○	ファイル添付 ○

13	営業許可証等の写し 許認可・有資格者数調書（様式7）の「1 欄」に記入した許認可・登録・届出等を証する書面の写し ※有効期限のあるものは、その期限が記載されたものを提出してください。	写し可 △	ファイル添付 △
14	消費税納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式） （法人） 本店所在地の管轄税務署が発行したもの。【 <u>その3又はその3の3</u> 】 （個人） 代表者所在地の管轄税務署が発行したもの。【 <u>その3又はその3の2</u> 】 ※課税されていない場合又は新規開業の場合も提出してください。 ※消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」を提出してください。 ※申請日から3か月以内に発行されたもの。 ※電子納税証明書は、PDF形式のみ添付可能です。 <u>XML形式は添付しないでください。</u>	写し可 ○	ファイル添付 ○
15	障害者雇用状況確認書類の写し 詳細は、9ページ(7)「その他」をご覧ください。	△	ファイル添付 △

※ システムに添付するファイルの大きさは、ファイルの合計で5MB（メガバイト）以下としてください。

※ ファイルの大きさが5MBを超える場合は、財政課までご連絡ください。

第2 電子申請の方法

竹原市ホームページから、新規登録を行ってください。



電子申請・申請書ダウンロード

Post 更新日: 2022年01月17日 ページID: 5263

まず、お読みください！

- 申請書のダウンロードサービスは、竹原市へ申請を行う際に使用する様式を、ホームページからダウンロードできるようにしたものです。
- 申請書をプリンタで印刷（A4版）し、必要事項を記入された後、郵送可能なものを除いては担当窓口で手続きを行ってください。
- ここで扱う申請書は、竹原市で扱うすべての申請書ではありません。今後も追加していく予定ですが、扱っていない申請書については、担当窓口で入手してください。

PDFファイルをご覧になるには、Adobe Reader（無料）が必要です。
お持ちでない場合は、右のAdobe社ホームページよりダウンロードして、インストールしてください。

申請書のダウンロードページ

ダウンロードページ
課ごとに申請書掲載しています。

広島県・市町共同利用型電子申請システム

広島県・市町共同利用型電子申請システム（竹原市電子申請システムのサイト）
一部の手続きが自宅のパソコンから利用可能です。
（竹原市をクリックして手続きを選択してください）

キーワード検索 ページID検索

検索
検索
検索

交付窓口・電子申請・コンビニ交付

電子申請・申請書ダウンロード
証明書のコンビニ交付サービス
書かない証明書発行手続き

ライフシーンで探す

結婚・離婚 妊娠・出産

かぐやパンダに質問する

広島県・市町共同利用型電子申請システムをクリック

電子申請・申請書ダウンロード

【広島県・市町共同利用型電子申請システム】

apply.e-tumo.jp/city-takehara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

申請手続きを探す
キーワードやカテゴリから申請手続きを探すことができます。

オンライン申請手続き
申請書ダウンロード

広島県・市町共同利用型電子申請システムをクリックすると、この画面が現れます。
つづいて、新規登録を行います。

オンラインで申請手続き・申請状況を確認する

申請状況の確認
申請状況の確認や、過去の申請情報を確認できます。

新規登録
ご登録いただくことで、申請状況の確認や申請情報の入力を省けます。

電子申請・申請書ダウンロード

【広島県・市町共同利用型電子申請システム】

apply.e-tumo.jp/city-takehara-hiroshima-u/profile/inputUser

竹原市 電子申請システム

手続き検索 申請状況確認 職員署名検証 ヘルプ 印刷 よくある質問 ログイン

利用者管理

ホーム > 利用者登録説明

利用者登録説明

下記の内容を必ずお読みください。

利用者情報を登録した場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。
また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用するため、入力が簡素化されます。
繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

利用者が一定期間（730日）ログインしていない場合、登録情報すべてを削除いたします。

利用規約

***** 利用者登録される方へ *****

登録されたID及び利用者情報につきましては、広島県及び県内各市町で共通管理されます。

***** 利用者登録される方へ *****

広島県・市町共同利用型電子申請システム利用規約

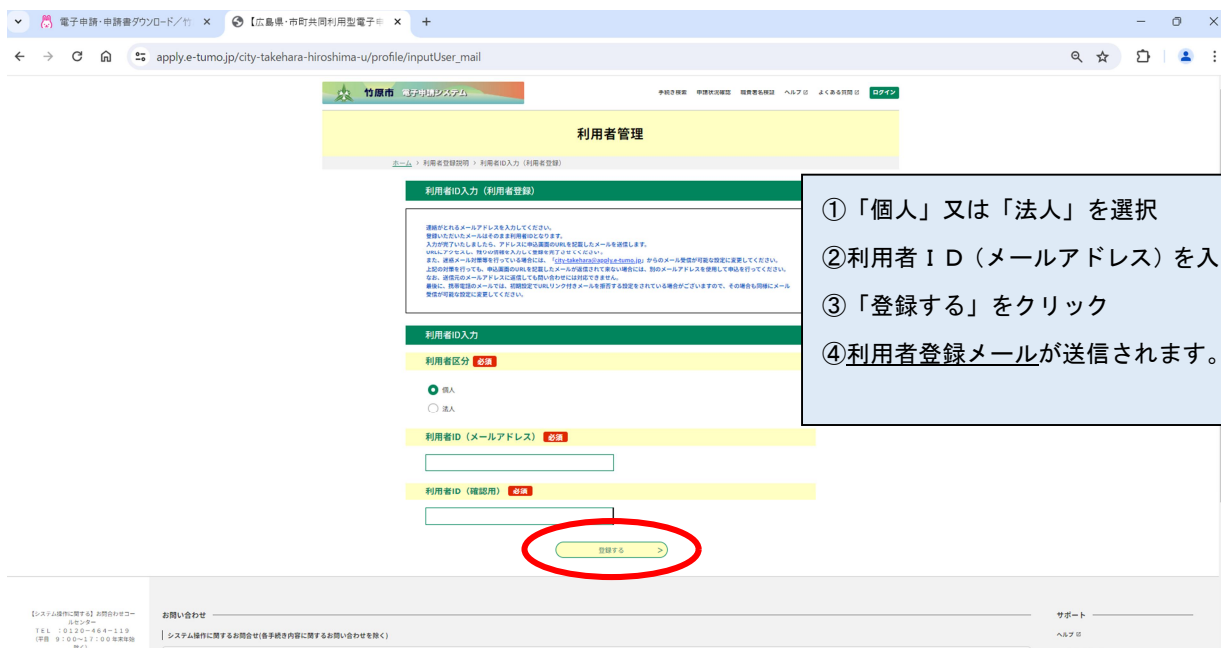
1. 目的
この規約は、利用者が広島県・市町共同利用型電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して広島県及び県内各市町（以下「県内自治体」という。）に申請・届出等の手続きを行うために必要な事項を定めるものです。

2. 利用規約の同意
「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけるものとみなします。

上記をご理解いただき、同意していただく。

同意する

利用規約を確認のうえ「同意する」をクリックしてください。



1 電子申請に添付するファイル

- (1) システムに添付するファイルの大きさは、ファイルの合計で5MB (メガバイト) 以下としてください。
- (2) 添付するファイルの形式は、doc、docx、gif、jpeg、jpg、pdf、png、ppt、pptx、tif、tiff、txt、xls、xlsx、zip、csv を使用してください。
- (3) システムに添付する消費税の電子納税証明書は、P D F 形式の電子証明書を添付してください。
- (4) 契約種目一覧 (様式6-1・2・3)、許認可・有資格者数調書 (様式7)、契約実績調書 (様式8) 及び取扱カタログ一覧 (様式9) は、HPに掲載の様式をダウンロードして使用ください。シートの削除等は行わず、該当箇所を記載しシステムに添付してください。

2 電子申請の入力

本システムは、入力中のデータを一時保存することができます。なお、添付ファイルは、一時保存されないので、必要に応じてファイルを添付し直してください。

第3 申請書の記入方法について

1 物品調達等一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- (1) 申請年月日は、提出年月日を記入してください。
- (2) 申請書は法人単位での提出で、営業所名での申請はできません。
- (3) 使用印鑑届は、申請者の代表者印又は個人印及び法人印を押印してください。
- (4) 電子メールアドレスは、法人の場合、組織アドレスを記入してください。個人アドレスは原則使用しないでください。
- (5) 電子申請の場合は、2の欄へ押印したものを電子ファイルとしてシステムへ登録してください。この場合は、所在地、商号又は名称などの記入は不要です。

2 資格審査票（様式2）

(1) 営業年数

入札参加希望業務に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（1年未満の端数は切り捨てます。）を記入してください。

なお、有限会社から株式会社への組織変更、相続、合併等が行われた場合で、事業内等の同一性が認められる場合には、その前の事業者の創業・設立日を記入することができます。その場合には、その内容が確認できる書類を添付してください。

(2) 自己資本額（千円未満切捨て）

直前決算の財務諸表の金額を記入してください。マイナスの場合には「－」と付けてください。

ア 会社、組合、財団法人及び特定非営利活動法人等の場合

貸借対照表のうち、「純資産の部」の合計金額を記入してください。ただし、新株予約券を発行している場合は、その金額を控除した金額を記入します。

イ 学校法人の場合

貸借対照表のうち、「基本金の部」及び「消費収支差額の部」の合計金額を記入してください。

ウ 個人の場合

青色申告の場合は、貸借対照表から次の計算により算出された金額を記入してください。白色申告の場合は、記入不要です。

「元入れ金＋本年利益（青色申告特別控除前の所得金額）＋事業主借－事業主貸」

(3) 売上高（千円未満切捨て）

ア 会社等の場合は、損益計算書の売上高の金額を記入してください。

イ 公益法人等の場合は、会費収入、補助金収入等を除き、法人の事業活動によって得られた収入（受託事業収入等）のみを記入してください。

ウ 個人の場合は、青色申告決算書又は収支内訳書の売上（収入）金額を記入してください。

(4) 従業員数

ア 総従業員数

「事業所等の常勤従業員数」を含めた、申請者全体の常勤従業員数（代表者等の常勤役員及び個人事業主も含める。）を記入してください。

イ 支店等（委任先の人数）

事業所に勤務している、申請者が常時雇用している常勤従業員数（代表者等の常勤役員及び個人事業主も含める。）を記入してください。

常勤雇用及び常勤従業員数とは、申請者に従事し、かつ雇用関係を有すること（社会保険の納付対象者、定期・定額給与の支払い対象者）をいいます。

(5) 地理的条件

該当する地理的要件の番号を記入してください。

(6) 納税義務

該当する番号を記入してください。

(7) その他

ア 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記入してください。

※広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、それに基づいて仕事と子育ての両立や仕事と介護の両立など「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業等を広島県が登録する制度です。

イ 障害者雇用の状況

障害者雇用の義務があり、雇用割合が2.3%以上ある場合のみ「1」を記入してください。該当する場合は、障害雇用状況報告書の写しを添付してください。

3 委任状（様式3）

- (1) 支店長・営業所長等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出してください。
- (2) 受任者印は、「角印」と「使用印」を押印してください。

4 誓約書（様式4）

申請者である**本社**の所在地・商号等を記入し、実印を押印してください。

5 納税に関する同意書（様式5）

- (1) 申請者が竹原市に納税義務を有している場合のみ提出してください。
- (2) 電子申請で竹原市に納税義務がない場合は、添付する必要はありません。

6 契約種目一覧表（様式6-1、6-2、6-3）

物品の売買（様式6-1）、修繕・印刷・借入（様式6-2）、業務委託（様式6-3）の区分のうち、希望する「契約種目番号」、「取扱品目番号」に「○」（マル）を入れてください。（○を入れたページのみ提出をお願いします。）

第三者へ履行の全部を委託又は請け負わせる契約種目（取扱品目）への登録はできません。申請者が自ら取り扱っているもの、自ら業務を行うものを申請してください。

「その他」を希望するときは、（ ）に具体的な内容のうち主なものを記入してください。

※ 入札案件では、発注の際「○○○（契約種目）の資格を認定されていること」等と条件を付ける場合があります。当該契約種目での資格の認定を受けていない場合には入札に参加することができません。

※ 取扱品目は、随意契約等における業者選定の参考とします。

7 許認可・有資格者数調書（様式7）

取引を希望する業種に関して、許認可・資格等の必要がある場合に提出してください。

「1欄」は法令上の許認可・登録・届出等を必要とする場合に記入し、そのことを証する証書の写し又は証明書等の写しを添付してください。）

11～14頁の別表「許認可一覧表」を参考にしてください。

「2欄」は、取得している資格の名称及び有資格者の人数を記入してください。（証明書等の

添付は不要です。)

8 契約実績調書(様式8)

希望する「契約種目」について直前2年間の契約実績を金額の大きいものから順に該当する区分欄に記入してください。官公庁を主体に、民間実績も含みます。

9 取扱カタログ一覧(様式9)

通常業務で使用しているカタログを記入してください。

第4 補正及び記載事項の変更について

1 補正

- (1) 申請書類の内容に不明点がある場合には、持参いただいた方又は提出書類確認票記載の担当者に確認します。問合せに対応できるよう申請書類の控えを作成し保管してください。
- (2) 申請書類に記載誤りや必要書類の不足等の不備がある場合には、窓口、電話等で補正の指示をします。(軽易のものであれば市が訂正することもあります。)
- (3) 補正の指示を受け、補正がされない場合には、申請書類を受理することができませんのでご注意ください。

2 記載事項の変更

- (1) 申請手続きをシステムによる申請又は書面による申請を行った後に、「物品調達等一般競争入札参加資格審査申請書【様式1】」の記載事項に変更があった場合は、速やかにシステムによる変更手続き又は書面により「物品調達等一般競争入札参加資格審査申請事項変更届」を提出してください。変更届の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

変更事項	添付書類
・所在地 ・代表者職名 ・電話番号 ・商号又は名称 ・代表者氏名 ・FAX番号	(法人) 登記事項証明書 (個人) 身分証明書 ・なし
・支店・営業所等の記載事項に変更がある場合	・委任状 ・支店・営業所等調書

- (2) 申請書をシステムによる申請又は書面による申請手続きを行った後に、営業の全部又は一部(申請した契約種目に係る場合のみ)を廃業した場合若しくは登録に必要な許認可・資格等がなくなった場合には、資格の取り下げ申請をしてください。

取下げ申請書の様式は、市ホームページからダウンロード又はシステムにより手続きを行ってください。

○変更手続きHP

https://s-kantan.jp/city-takehara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

許認可等一覧表

- 許認可・資格等で【必須】とあるものは、当該契約種目(品目)を希望する場合に必ず必要となるものです。【任意】とあるものは、必ずしも必要ではありませんが、該当があればその取得状況を申請書に記入してください。
- 一覧表に記載していない許認可・資格等については、該当があればその取得状況を申請書に記入してください。

(物品・修繕関係)

契約種目		取扱品目	許認可・資格等
※右欄に記入している許認可等は、希望する契約種目にかかわらずその取得状況を申請書に記入します。			【任意】 ISO9001、ISO14001、ISO14005 【任意】 プライバシーマーク 【任意】 エコアクション 21
5	医療器具・薬品類	医療用機械器具	【任意】 高度管理医療機器等販売業許可 【任意】 管理医療機器販売業届出 【任意】 医療機器修理業許可
		薬品類	【任意】 毒物劇物販売業登録 【必須】 薬局開設許可又は医薬品販売業許可
		農薬・肥料	【必須】 農薬販売業届又は農薬製造（輸入）登録 【必須】 飼料販売業者届出 【任意】 肥料販売業務開始届出
13	燃料費	石油類	【必須】 石油製品販売業届出又は揮発油販売業登録（ガソリン・灯油類） 【必須】 液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス販売事 業届出又は高圧ガス製造許可（ガスのみ）
16	処分品買受	鉄類（鉄屑）	【必須】 金属屑業届済証

(修繕・借入関係)

種 目		品 目	許認可・資格等
17	公用車点検・修繕		【必須】 自動車分解整備事業認証 【任意】 指定自動車整備事業指定
21	借入れ	医療機器	【任意】 高度管理医療機器等賃貸業許可 【任意】 管理医療機器賃貸業届出 【任意】 自家用自動車有償貸渡業許可

(業務委託役務関係)

種 目		品 目	許認可・資格等
22	施設管理業務	建築物清掃	【任意】 建築物環境衛生総合管理業者登録 【任意】 建築物清掃業者登録 【任意】 統括管理者 【任意】 建築物環境衛生管理技術者 【任意】 ビルクリーニング技能士
		空気環境測定	【任意】 建築物環境衛生総合管理業者登録 【任意】 建築物空気環境測定業者登録 【任意】 統括管理者 【任意】 建築物環境衛生管理技術者 【任意】 空気環境測定実施者
		飲料水の水質検査・清掃	【任意】 建築物環境衛生総合管理業者登録 【任意】 建築物飲料水水質検査業者登録 【任意】 統括管理者

			【任意】 空調給排水管理監督者 【任意】 建築物環境衛生管理技術者 【任意】 水質検査実施者
		害虫防除駆除	【任意】 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録 【任意】 防除作業監督者
		植栽管理・草刈等	【任意】 造園施工管理技士 【任意】 造園技能士
		建築物定期点検	【必須】 建築士又は特殊建築物等調査資格者 一級建築士事務所登録通知書
23	設備・機械等 保守管理業務	貯水槽点検清掃	【任意】 建築物環境衛生総合管理業者登録 【任意】 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録 【任意】 建築物環境衛生管理技術者 【任意】 空調給排水管理監督者 【任意】 貯水槽清掃作業監督者 【任意】 ビル設備管理技能士
		浄化槽保守点検清掃	【必須】 浄化槽保守点検業者登録 【必須】 浄化槽清掃業許可 【必須】 一般廃棄物収集運搬業許可
		下水道設備点検清掃	【任意】 建築物環境衛生総合管理業者登録 【任意】 建築物排水管清掃業者登録 【任意】 建築物環境衛生管理技術者 【任意】 空調給排水管理監督者 【任意】 排水管清掃作業監督者 【任意】 ビル設備管理技能士
		電気設備保守点検	電気保安管理業務 【必須】 電気主任技術者 電気設備点検 【任意】 電気主任技術者 【任意】 電気工事士
		エレベーター保守点検	エレベーターのみ 【必須】 建築士又は昇降機検査資格者
		空調設備保守点検	【任意】 空調給排水管理監督者 【任意】 ビル設備管理技能士 【任意】 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録 【任意】 ダクト清掃作業監督者
		ボイラー点検清掃	【任意】 ボイラー整備士
		ボイラー運転	【任意】 ボイラー技士 【任意】 ボイラー取扱技能講習修了者 【任意】 危険物取扱者
		冷凍設備保守点検	【任意】 冷凍機械責任者
		消防設備保守点検	【必須】 消防設備士又は消防設備点検資格者 【任意】 防火対象物点検資格者 【任意】 電気主任技術者又は電気工事士 【任意】 自家用発電設備専門技術者
		地下タンク点検清掃	【任意】 地下タンク等定期点検事業者認定 【任意】 危険物取扱者 【任意】 地下タンク等定期点検技術者講習修了者
		屋外照明灯保守点検	【任意】 電気主任技術者

			【任意】電気工事士
24	警備・受付業務	施設警備	警備員の常駐警備（イベント警備、交通誘導を含む） 【必須】警備業認定 【必須】営業所設置等届出（県外業者のみ） 【必須】警備員指導教育責任者
		機械警備	【必須】警備業認定 【必須】機械警備業務開始届出 【必須】機械警備業務管理者
25	測定・検査業務	環境測定（大気・悪臭） （水質・土壌） （騒音・振動） （ダイオキシン）	【必須】環境計量士 計量証明事業登録（大気等） 大気・悪臭・水質・土壌のみ 【必須】計量証明事業登録（濃度） ダイオキシンのみ 【必須】特定計量証明事業登録（ダイオキシン） その他のみ 【必須】計量証明事業登録（濃度・音圧レベル又は振動加速度）
		作業環境測定	【必須】作業環境測定機関登録 【必須】作業環境測定士
		水道水質検査	【必須】水質検査機関登録
		理化学検査	【任意】食品衛生法検査登録機関
27	企画・制作業務	旅行企画	【必須】旅行業登録又は旅行業者代理業登録
28	情報処理・通信業務	システム設計・開発・保守	【任意】ソフトウェア開発技術者又は応用情報技術者 【任意】システムアナリスト、上級システムアドミニストレータ又はITストラテジスト 【任意】アプリケーションエンジニア又はシステムアーキテクト 【任意】プロジェクトマネージャー 【任意】テクニカルエンジニア（ネットワーク）又はネットワークスペシャリスト 【任意】テクニカルエンジニア（データベース）又はデータベーススペシャリスト 【任意】テクニカルエンジニア（システム管理）又はITサービスマネージャー 【任意】テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）、情報セキュリティアドミニストレータ又は情報セキュリティスペシャリスト
		ホームページ作成	【任意】ウェブデザイン技能士
		電話・通信回線サービス	【必須】電気通信事業届出・登録・認可（電気通信事業法）
29	医療関係業務	集団検診等	【必須】病院開設許可、診療所開設許可（届）又は衛生検査所登録
		医療機器保守点検	【任意】医療関連サービスマーク（医療用ガス供給設備保守点検） 【任意】医療関連サービスマーク（医療機器保守点検）
		臨床検査	【任意】医療関連サービスマーク（衛生検査所）
30	廃棄物処理	一般廃棄物（収集・運搬）	【必須】一般廃棄物収集運搬業許可
		一般廃棄物（処分）	【必須】一般廃棄物処理業許可
		産業廃棄物（収集・運搬）	【必須】産業廃棄物収集運搬業許可

		産業廃棄物（処分）	【必須】産業廃棄物処理業許可
31	運搬	貨物運送（給食配送を含む）	【必須】一般貨物自動車運送事業許可、特定貨物自動車運送事業許可、貨物軽自動車運送事業届出又は貨物利用運送事業許可
		旅客運送	【必須】一般貸切旅客自動車運送事業許可、一般乗用旅客自動車運送事業許可又は特定旅客自動車運送事業許可
32	その他業務	給食調理	【任意】管理栄養士、栄養士、調理師
		人材派遣	【必須】一般労働者派遣事業許可又は特定労働者派遣事業届出
		クリーニング	【必須】クリーニング所開設届出